

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

私達は日々さまざまな商品を購入し、何らかのサービスを利用して生活をしていますが、消費生活において、身体や財産の危害、生命が危険にさらされることは、安全・安心安全なくらしを脅かす大きな要因となっています。近年、消費者のくらしやライフスタイル、意識が大きく変化し、商品やサービスが多様化する中で、消費者をめぐる問題も商品から契約・サービス・ITなど多分野に広がり、事業者と消費者の情報の格差や手口の巧妙化によって被害が深刻化しています。これらの被害に対しては、消費生活相談等による被害発生後の個別救済だけでは、同種の被害の拡大防止が困難で、事業者の不当行為自体を抑止することが必要です。

2006年に「消費者契約法」が改正され、一定の適格要件を満たし認定された適格消費者団体が、消費者に代わって事業者の不当な行為を差止請求する「消費者団体訴訟制度」が定められています。全国では、内閣総理大臣より認定を受けた11の適格消費者団体が活動していますが、北陸地域はいまだ空白地域となっています。

また昨年2012年には「消費者教育推進法」が施行されました。個人が消費者・生活者として、社会の発展と改善に積極的に参加する社会である「消費者市民社会」への転換が求められており、消費者が必要な情報を得て、自主的かつ合理的に行動できるよう、幼児期から高齢期までの生涯にわたり、それぞれの時期に応じ、また学校・地域・家庭・職域その他のさまざまな場において、消費者教育を総合的かつ一体的に推進していく必要があります。

### 2 経 緯

石川県消費者団体連絡会は1965年に結成、全国消費者団体連絡会に加盟して、今日まで県内の消費者運動の一翼を担ってきました。昨年、石川県が公募した委託事業に応募し、県内5か所で「生活じょーず・消費者力向上セミナー」を実施し「消費生活向上フォーラム」を開催しました。フォーラムでは、消費者問題や消費者生活教育に関わる多くの関係者が一堂に会し、多様なネットワークを組む必要性を共有しました。

これらの新たな出会いや結びつきを土台として、石川県消費者団体連絡会を発展解消し、より多くの消費者団体、法律の専門家、消費生活相談員、学識者、消費者問題や消費者教育に関心を持つ県民に広く呼び掛けて、新たなネットワーク組織を設立することとしました。

さらに、広く県民の参加を呼びかけ、「特定非営利活動促進法」に基づく法人格を取得することにより活動基盤を充実させて、それぞれの専門性を活かした相談事業や消費者啓発事業などの活動実績を積み、適格消費者団体の認定を受けることをめざします。

2013年 12月 22日

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ  
設立代表者 金沢市古府2丁目189番

橋本 明夫

印